

議案第6号

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成31年2月26日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市消防団条例の一部を改正する条例

八幡浜市消防団条例（平成17年条例第205号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
(資格) 第7条 基本団員は、次の資格を有するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>年齢18歳以上の者</u> (3) (略) 2 (略)	(資格) 第7条 基本団員は、次の資格を有するものでなければならない。 (1) (略) (2) <u>年齢が満18歳以上65歳未満である者。</u> <u>ただし、次に掲げるものはこの限りでない。</u> <u>ア 団長、副団長及びその他の幹部</u> <u>イ 大島分団に所属するもの</u> (3) (略) 2 (略)
(失職) 第12条 消防団員であって次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。 (1)・(2) (略)	(失職) 第12条 消防団員であって次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。 (1)・(2) (略) (3) <u>年齢が満65歳を超えたとき。ただし、支援団員及び第7条第1項第2号ただし書に掲げるものはこの限りでない。</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

消防団員の資格要件を改めるため。

